

国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

国民年金及び厚生年金保険について、基礎年金に対する国庫負担割合を引き上げ、今後の保険料の水準を法定するとともに、年金額の水準を自動的に調整することとし、あわせて、被用者に対する在職老齢年金制度の見直し、育児期間に対する配慮措置の拡充、離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設及び国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることにより、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とすること。

第二 国民年金法の改正の要点

- 一 国民年金事業の財政に関する事項
- (1) 国民年金事業の財政の均衡

国民年金事業の財政について、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととすること。

(第四条の二関係)

(2) 財政の現況及び見通しの作成

政府は、少なくとも五年ごとに、国民年金事業の財政収支の現況及びおおむね百年間とする財政均衡期間における見通し(3)において「財政の現況及び見通し」という。)を作成し、これを公表しなければならぬものとする。 (第四条の三関係)

(3) 調整期間

ア 調整期間の開始

政府は、財政の現況及び見通しの作成に当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、給付額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(イ及び四において「調整期間」という。)の開始年度を定めることとすること。

(第十六条の二第一項関係)

イ 調整期間の終了

財政の現況及び見通しにおいて、アの調整を行う必要がなくなったと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。 (第十六条の二第二項関係)

二 基礎年金に対する国庫負担の割合に関する事項

(1) 基礎年金に対する国庫負担の割合を二分の一に引き上げることとする。ただし、別に法律で定める年度(以下「特定年度」という。)の前年度までの間における国庫負担は、次のとおりとすること。

(第八十五条第一項及び改正法附則第十三条関係)

ア 平成十六年度においては、基礎年金の給付に要する費用の三分の一に加え、五十七億五千五百七十一万六千円を負担すること。

イ 平成十七年度から特定年度の前年度までにおいては、基礎年金の給付に要する費用の三分の一に加え、当該要する費用の千分の十一を負担すること。

(2) 平成十七年度及び平成十八年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の

措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。こと。（改正法附則第十五条関係）

(3) 特定年度については、平成十九年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。こと。

（改正法附則第十六条関係）

三 保険料額に関する事項

(1) 各年度における保険料額は、次の表に掲げる額に保険料改定率を乗じて得た額とすること。（第八

十七条第三項関係）

平成十七年度に属する月分	一万三千五百八十円
平成十八年度に属する月分	一万三千八百六十円
平成十九年度に属する月分	一万四千百四十円
平成二十年度に属する月分	一万四千四百二十円

四 年金額の改定に関する事項

(1) 基礎年金等の額

(2) 保険料改定率は、平成十七年度については一とし、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に名

目賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定すること。(第八十七条第四項及び第五項関係)

平成二十一年度に属する月分	一万四千七百円
平成二十二年度に属する月分	一万四千九百八十円
平成二十三年度に属する月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月分	一万五千五百四十円
平成二十五年度に属する月分	一万五千八百二十円
平成二十六年に属する月分	一万六千百円
平成二十七年に属する月分	一万六千三百八十円
平成二十八年度に属する月分	一万六千六百六十円
平成二十九年度以後の年度に属する月分	一万六千九百円

ア 基礎年金の額（第二十七条、第三十三条及び第三十八条関係）

(ア) 老齢基礎年金、二級障害基礎年金及び遺族基礎年金 七十八万九百円に改定率を乗じて得た額

（当面は(3)の物価スライド特例措置による年金額で支給。以下同じ。）

(イ) 一級障害基礎年金 七十八万九百円に改定率を乗じて得た額の百分の百二十五に相当する額

イ 障害基礎年金及び遺族基礎年金の子に係る加算額（第三十三条の二第一項、第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項関係）

(ア) 第一子・第二子 二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額

(イ) 第三子以降 七万四千九百円に改定率を乗じて得た額

(2) 各年度の改定率の改定方法

ア 平成十六年度の改定率を一とし、平成十七年度以降の改定率は、毎年度、原則として名目手取り賃金変動率を基準として改定すること。ただし、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される改定率については、原則として物価変動率を基準として改定すること。（第二十七

条の二及び第二十七条の三関係）

イ 調整期間における改定率の改定は、原則として公的年金被保険者数変動率に〇・九九七を乗じて得た率（以下「調整率」という。）を名目手取り賃金変動率に乗じて得た率を基準として行うこと。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。（第二十七条の四関係）

ウ イにかかわらず、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される改定率については、原則として物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準として改定すること。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。（第二十七条の五関係）

(3) 物価スライド特例措置

ア 改正後の規定により計算した額が平成十二年改正後の額に〇・九八八を乗じて計算した額に満たない場合には、後者の額を支給すること。（改正法附則第七条関係）

イ アの〇・九八八については、総務省において作成する全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（又は直近の改定が行われた年の前年）の物価指数を下回る場合には、その低下した比率を基準として、翌年四月以降改定することとする。（改正法附則第七条関係）

ウ アが適用される生年度区分に属する受給権者の改定率の改定については、(2)のイ又はウにかかわ

らず、調整期間において、名目手取り賃金変動率又は物価変動率に調整率を乗じないこととする
と。(改正法附則第十二条関係)

五 給付に関する事項

(1) 障害基礎年金の併給調整の緩和

障害基礎年金の受給権者について、六十五歳以降、老齢厚生年金又は遺族厚生年金を併給すること
を可能とすること。(第二十条関係及び附則第九条の二の四関係)

(2) 障害基礎年金等の保険料納付要件に係る特例措置の延長

支給事由の生じた日が平成二十八年四月一日前にある障害基礎年金及び遺族基礎年金について、直
近一年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとする。(昭和六十
年法律第三十四号附則第二十条関係)

(3) 二十歳前に支給事由が生じた障害基礎年金等に係る支給停止の緩和

未決勾留者に対して二十歳前に支給事由が生じた障害基礎年金等の支給を停止する現行制度を改め
ること。(第二十六条の一関係等)

(4) 受給権者の申出による支給停止制度の創設

受給権者の申出により、年金給付の支給を停止することを可能とすること。(第二十条の二関係)

(5) 脱退一時金の額の自動改定

脱退一時金の額の自動改定
保険料の額の引上げに応じて、脱退一時金の額を自動的に改定すること。(附則第九条の三の二関係)

六 保険料免除及び被保険者の適用等に関する事項

(1) 多段階免除制度の導入

所得に応じた保険料負担とする観点から、多段階免除制度を導入し、現行の保険料全額免除制度及び保険料半額免除制度に加え、申請に基づき保険料の四分の一又は四分の三に相当する額の納付を要しないこととする制度(保険料四分の三免除制度及び保険料四分の一免除制度)を導入すること。(第五条、第二十七条及び第九十条の二関係)

(2) 三十歳未満の第一号被保険者に係る納付特例制度の創設

平成二十七年六月までの措置として、三十歳未満の第一号被保険者であつて本人及び配偶者の所得

が一定以下のものについて、申請に基づき保険料の納付を要しないこととすること。(改正法附則第十九条関係)

(3) (1)及び(2)のほか、保険料免除申請の遡及に関する改善等、保険料免除制度の見直しを行うこと。(第九十条から第九十条の三まで及び第九十四条関係)

(4) 第三号被保険者の届出の特例等

ア 平成十七年四月一日前の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、第三号被保険者に係る届出をしなかったことにより保険料納付済期間に算入されない期間がある者は、当該期間について届出を行うことができることとし、当該届出に係る期間は、保険料納付済期間に算入することとすること。(改正法附則第二十一条関係)

イ 平成十七年四月一日以後の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、第三号被保険者に係る届出をしなかったことにより保険料納付済期間に算入されない期間がある者は、届出を遅滞したことに ついてやむを得ない事由があると認められるときは、当該期間について届出を行うことができることとし、当該届出に係る期間は、保険料納付済期間に算入することとすること。(附則第七条の

三関係)

(5) 六十五歳以上七十歳未満の者に係る任意加入の特例

昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までに生まれた者が、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしていないときは、申出により、六十五歳から七十歳に達するまでの間において、受給資格期間を満たすまで被保険者となることができるとすること。(改正法附則第二十二條關係)

(6) 被保険者に対する情報提供

被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を点数化して表示するなど分かりやすい形で通知するものとする(ポイント制)。(第十四條の二關係)

(7) 保険料徴収に関する規定の整備

社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者に対し、被保険者等の資産又は収入に関する書類その他の物件の提出を命じることができるとすること。(第百六條關係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第三 厚生年金保険法の改正の要点

一 厚生年金保険事業の財政に関する事項

(1) 厚生年金保険事業の財政の均衡

厚生年金保険事業の財政について、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととすること。(第二条の三関係)

(2) 財政の現況及び見通しの作成

政府は、少なくとも五年ごとに、厚生年金保険事業の財政収支の現況及びおおむね百年間とする財政均衡期間における見通し(3)において「財政の現況及び見通し」という。)を作成し、これを公表しなければならないものとする。(第二条の四関係)

(3) 調整期間

ア 調整期間の開始

政府は、財政の現況及び見通しの作成に当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間終了

時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、給付額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（イ及び五において「調整期間」という。）の開始年度を定めることとする。と。（第二十四条第一項関係）

イ 調整期間の終了

財政の現況及び見通しにおいて、アの調整を行う必要がなくなったと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。こと。（第二十四条第二項関係）

二 基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合に関する事項

基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合を二分の一に引き上げることとする。ただし、特定年度の前年度までの間における国庫負担は、次のとおりとすること。（第八十条第一項及び改正法附則第三十条関係）

- (1) 平成十六年度においては、基礎年金拠出金の額の三分の一に加え、二百六億二千八百五十七万六千円を負担すること。

- (2) 平成十七年度から特定年度の前年度までにおいては、基礎年金拠出金の額の三分の一に加え、当該額の千分の十一を負担すること。

三 保険料率に関する事項

各年度における保険料率は、毎年、千分の三・五四ずつ引き上げ、平成二十九年九月以後、千分の百八十三とすること。(第八十一条第四項)

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・三四
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十二・八八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十六・四二
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百四十九・九六
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百五十三・五〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十・五八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十四・一二

平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十七・六六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十一・二〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十四・七四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十八・二八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八二
平成二十九年九月以後の月分	千分の百八十三・〇〇

四 標準報酬月額等級の改定に関する事項

- (1) 標準報酬月額等級の最高等級を全被保険者の標準報酬月額の平均額の百分の二百に相当する額を基準として改定することとする。 (第二十条第二項関係)

- (2) 標準賞与額の上限についても、(1)に準じて改定することとする。 (第二十四条の三第一項関係)
- 五 年金額の改定に関する事項

- (1) 年金額の改定

ア 標準報酬の再評価

老齢厚生年金等の額の算定の基礎となる平均標準報酬額の計算に当たり、各月の標準報酬月額及び標準賞与額に次の再評価率を乗じることにより再評価を行うこと。(第四十二条第一項及び別表関係)

(ア) 昭和十年四月一日以前に生まれた者

平成十一年三月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ
	○・九七一を乗じて得た率
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月以後	○・九八〇

(イ) 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者

平成十一年三月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ
-----------	------------------

(ウ)

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者	○・九七五を乗じて得た率
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月以後	○・九八〇
平成十一年三月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ ○・九八二を乗じて得た率
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七

平成十五年四月以後

○・九八〇

(工) 昭和十二年四月二日以後に生まれた者

平成十一年三月以前

現行の期間区分ごとの率にそれぞれ

○・九九〇を乗じて得た率

平成十一年四月から平成十二年三月まで

○・九六九

平成十二年四月から平成十三年三月まで

○・九六九

平成十三年四月から平成十四年三月まで

○・九六八

平成十四年四月から平成十五年三月まで

○・九七七

平成十五年四月以後

○・九八〇

イ 老齢厚生年金の配偶者及び子に係る加給年金額並びに障害厚生年金の配偶者に係る加給年金額を

次のとおりとすること。(第四十四条第二項及び第五十条の二第二項関係)

(ア) 配偶者及び第一子・第二子 二十二万四千七百円に第二の四の(2)の改定率(以下「改定率」と

いう。)を乗じて得た額

(イ) 第三子以降 七万四千九百円に改定率を乗じて得た額

ウ 老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額を受給権者の年齢に応じて、三万三千二百円に改定率を乗じて得た額（昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者）から十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額（昭和十八年四月二日以後に生まれた者）までの額とすること。（昭和六十年法律第二十四号附則第六十条第二項関係）

エ 三級障害厚生年金の最低保障額及び四十歳以上の寡婦の遺族厚生年金に四十歳以降に加算される額（中高齢寡婦加算）を基礎年金の満額の四分の三に相当する額とすること。（第五十条第三項及び第六十二条第一項関係）

オ 障害手当金の最低保障額を三級障害厚生年金の最低保障額に二を乗じて得た額とすること。（第五十七条関係）

カ 六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の定額部分の月当たり単価を千六百二十八円に改定率を乗じて得た額に生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額とすること。（附則第九条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十九条第三項関係）

(2) 各年度の再評価率の改定方法

ア 平成十七年度以降の再評価率は、毎年度、原則として名目手取り賃金変動率を基準として改定すること。ただし、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率を基準として改定すること。(第四十三条の二及び第四十三条の三関係)

イ 調整期間における再評価率の改定は、原則として名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を基準として行うこと。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。(第四十三条の四関係)

ウ イにかかわらず、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準として改定すること。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。(第四十二条の五関係)

(3) 物価スライド特例措置

ア 改正後の規定により計算した額が平成十二年改正後の額に〇・九八八を乗じて計算した額に満たない場合には、後者の額を支給すること。(改正法附則第二十七条関係)

イ アの〇・九八八については、物価指数が平成十五年（又は直近の改定が行われた年の前年）の物価指数を下回る場合には、その低下した比率を基準として、翌年四月以降改定することとする。

（改正法附則第二十七条関係）

ウ アが適用される生年度区分に属する受給権者の再評価率の改定又は設定については、(2)のイ又はウにかかわらず、調整期間において、名目手取り賃金変動率又は物価変動率に調整率を乗じないこととする。 （改正法附則第二十一条関係）

六 給付に関する事項

(1) 老齢厚生年金の繰下げ支給制度の創設

老齢厚生年金の受給権を有する者であつて、その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官にその支給の繰下げの申出をすることができるとし、当該老齢厚生年金の額に政令で定める額を加算することとする。（第

四十四条の三関係）

(2) 在職老齢年金制度の改正

ア 被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、その調整の基準となる金額を自動改定する仕組みに改めるとともに、六十五歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止額について、老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額を一律に支給停止する現行の方式を改めること。

(第四十六条及び附則第十一条から第十一条の三まで並びに第十三条の六並びに平成六年法律第九十五号附則第二十一条関係)

イ 厚生年金適用事業所に使用される七十歳以上の者に支給する老齢厚生年金について、年金額と賃金に応じて、その全部又は一部を支給停止すること。(第四十六条関係)

(3) 六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の額等の計算の見直し

六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の定額部分の額等の計算に係る被保険者期間の上限を段階的に引き上げ、昭和二十一年四月二日以後に生まれた者については、四百八十月(四十年)とすること。(附則第九条の二、改正法附則第三十六条、平成六年法律第九十五号附則第十八条第二項及び第十九条第二項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五十九条第二項関係)

(4) 高齢期の受給権者に対する遺族厚生年金の支給方式の変更

高齢期の遺族厚生年金受給権者に対して、老齢厚生年金を全額支給し、残余の額を遺族厚生年金として支給する方式に改めること。（第六十条、第六十一条及び第六十四条の三関係）

(5) 子を有しない若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し

遺族厚生年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が遺族基礎年金の受給権を取得しない場合等においては、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日等から五年が経過したときに、当該遺族厚生年金の受給権は消滅することとするほか、中高齢寡婦加算の支給要件の見直しを行うこと。（第六十条及び第六十三条第一項第五号関係）

(6) 障害厚生年金等の保険料納付要件に係る特例措置の延長

支給事由の生じた日が平成二十八年四月一日前にある障害厚生年金及び遺族厚生年金について、直近一年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとする。（昭和六十年法律第三十四号附則第六十四条関係）

(7) 受給権者の申出による支給停止制度の創設

受給権者の申出により年金給付の支給を停止することを可能とすること。（第三十八条の二関係）

(8) 脱退一時金の額の自動改定制度の導入

保険料率の引上げに応じて、脱退一時金の額を自動的に改定することとする。 (附則第二十九条

関係)

七 育児をする被保険者に対する配慮措置の拡充

(1) 育児休業等を終了した際の改定

三歳未満の子を養育する被保険者であつて育児休業法による育児休業等を終了したものについて、

申出により、その標準報酬月額を改定すること。(第二十三条の二関係)

(2) 育児期間における従前標準報酬月額みなし措置の導入

三歳未満の子を養育する被保険者の標準報酬月額が当該子を養育するに至った日の属する月の前月の標準報酬月額(以下「従前標準報酬月額」という。)を下回った場合には、申出により、従前標準報酬月額を老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなすこととする。(第二十六条

関係)

(3) 育児休業期間における保険料免除措置の拡充

三歳未満の子を養育する被保険者の育児休業法による育児休業等の期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除すること。（第八十一条の二関係）

八 厚生年金保険における標準報酬分割制度の創設

(1) 離婚等をした場合における標準報酬分割制度の創設

当事者の一方は、離婚等をした場合であつて、標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合^{あん}について合意しているとき、又は裁判所において標準報酬の按分割合^{あん}に関する処分がなされたときは、社会保険庁長官に対し、当該離婚等について対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができる制度を創設すること。（第二章の二関係）

(2) 被扶養配偶者である期間についての標準報酬分割制度の創設

被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるとの基本的認識の下、被保険者及び被扶養配偶者が離婚等した場合その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める場合、当該被扶養配偶者の請求に基づき、その被扶養配偶者が当該被保険者の配偶者として国民年金法に規定する第三号被保険者であつた期間に係る当該被保険者及び被

扶養配偶者の標準報酬を、それぞれ当該被保険者の標準報酬に二分の一を乗じて得た額に改定し、及び決定する制度を創設すること。(第二章の三関係)

九 算定基礎日数の見直し

標準報酬月額の時決定等の際に算定の対象とする月の報酬の支払の基礎となる日数を見直すこと。(第二十一条、第二十三条及び第二十三条の二関係)

十 被保険者に対する情報提供

被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を点数化して表示するなど分かりやすい形で通知するものとする(ポイント制)。(第三十一条の二関係)

十一 厚生年金基金に関する事項

(1) 免除保険料率の凍結の解除

当分の間の措置とされている厚生年金基金の免除保険料率の凍結を解除し、算定方法を見直すこと。

(平成十二年法律第十八号附則第七条及び第二十五条関係)

(2) 厚生年金基金が解散する場合における特例措置

年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回っている厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例、納付の猶予等の特例を、三年間の時限措置として認めること。（附則第三十三条から附則第四十条まで関係）

(3) 厚生年金基金における年金通算措置の充実

中途脱退者が他の厚生年金基金の加入員となったとき等に、申出により脱退一時金相当額の移換が行えるようにするほか、企業年金連合会から他の企業年金等への年金給付等積立金の移換を可能とすること。（第四百四十四条の三及び第四百四十四条の六、第六十条、第六十五条の二及び第六十五条の三関係）

十二 その他所要の改正を行うこと。

第四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の改正の要点

一 存続組合が支給する特例年金給付に関する事項

- (1) 特例年金額について、〇・九七一を乗じて得た額を基本とすること。(附則第三十条第一項関係等)
 - (2) 特例年金額を算定するに当たっては、物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その低下した比率を基準として統合日前日の年金額を算定し、国民年金法又は厚生年金保険法による調整期間中の給付額の調整がある場合においては、これらの調整がないものとして統合後の退職共済年金額等を算定すること。(附則第三十一条第四項関係等)
 - (3) 特例年金額を算定するに当たっては、厚生年金保険法による離婚等をした場合の標準報酬の改定がある場合においては、当該改定がないものとして統合後の退職共済年金額等を算定すること。(附則第三十一条第四項関係等)
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第五 確定給付企業年金法の改正の要点

- 一 確定給付企業年金における年金通算措置の充実に関する事項
中途脱退者が他の確定給付企業年金の加入者となったとき等に、申出により脱退一時金相当額の移換

を行えるようにするほか、企業年金連合会から他の企業年金等への年金給付等積立金の移換を可能とすること。(第八十一条の二、第九十一条の二、第一百五十五条の二、第一百五十五条の四、第一百五十五条の五、第一百七十条の二及び第一百七十条の三関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第六 確定拠出年金法の改正の要点

一 脱退一時金の要件緩和に関する事項

個人別管理資産が少額の者について、脱退一時金を請求できることを新たに認めることとする。

(附則第二条の二及び附則第三条関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第七 健康保険法等関係法律の改正の要点

一 第三の七の(1)及び(3)並びに九と同様の改正を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第八 その他

一 施行期日

この法律は、平成十六年十月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

- (1) 第二の三、五の(3)及び(5)並びに六の(2)から(5)まで並びに第三の六の(2)のア、(3)及び(8)、七並びに十の(1)及び(2) 平成十七年四月一日
- (2) 第三の十一の(3)、第五の一及び第六の一 平成十七年十月一日
- (3) 第二の五の(1)及び(2)並びに第三の六の(6) 平成十八年四月一日
- (4) 第二の六の(1)及び第三の九 平成十八年七月一日
- (5) 第二の五の(4)、第三の六の(1)、(2)のイ、(4)、(5)及び(7)並びに八の(1)並びに第四の一の(3) 平成十九

年四月一日

(6) 第二の六の(6)並びに第三の八の(2)及び十 平成二十年四月一日

二 給付水準の下限

(1) 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、老齢基礎年金の額に二を乗じて得た額と平均的な男子の賃金を平均標準報酬額として計算した老齢厚生年金の額との合算額の男子被保険者の平均的な賃金に対する比率が百分の五十を上回るような給付水準を将来にわたり確保するものとする。 (改正法附則第二条第一項関係)

(2) 政府は、第二の一の(2)又は第三の一の(2)の財政の現況及び見通しの作成に当たって、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に(1)の比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、(1)の趣旨にのっとり、第二の一の(3)又は第三の一の(3)の調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第二条第二項関係)

(3) 政府は、(2)の措置を講ずる場合には、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第二条第三項関係)

三 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用に関する検討

短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。 (改正法

附則第三条関係)